

廃対第1383号
農振第1755号
下水第1508号
平成10年2月12日

各 市 町 村 長 様

三重県環境安全部長

三重県農林水産部長

三重県土木部理事

下水道の整備等に係る合理化基本方針について（通知）

近年の生活様式の変化及び環境に対する意識の高揚に伴い、下水道の整備等が求められております。

こうした下水道の整備等に伴い、し尿処理等業者はその業務の縮小又は廃止を余儀なくされる事態が予想されるため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」が制定されております。

一方、本県においては、生活排水処理施設の整備を県政の最重要施策の一つとして位置づけ、下水道、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備について「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を策定し、それぞれの地域特性に対応した整備を推進していくこととしています。

このため、し尿処理等業務の安定化及びし尿等の適正な処理に資するため、環境安全部、農林水産部及び土木部で別紙の「下水道の整備等に伴う合理化基本方針」を定めたので、下水道の整備等を実施する市町村は、この基本方針に留意のうえ施策の推進を図られるようお願いいたします。

下水道の整備等に伴う合理化基本方針

1. 基本方針策定の背景

昭和50年に制定された「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」という。）」で市町村は、下水道の整備等により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、知事の承認を受けることができるとされており、合特法の施策の推進に向けて、国から各種通知がなされている。

一方、本県においては、平成9年3月に本県の生活排水処理施設の整備を推進するため「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を取りまとめ、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備について、それぞれの地域特性に対応した整備を推進していくこととしている。

このため、今後、生活排水処理施設の整備が進展するのに伴い、し尿処理等の業務が減少する地域が増大し、一般廃棄物処理業等について、業務の縮小と転廃業を余儀なくされる事態が生じてくることが予想され、適正なし尿処理等の業務体制の維持を図るには、市町村から委託又は許可を受けて業務を実施する一般廃棄物処理業等を行う者（以下「し尿処理等業者」という。）の業務の安定化を図る必要がある。

また、県内市町村で構成する三重県市町村清掃協議会は、平成9年5月に「一般廃棄物処理業等合理化検討委員会」を設置し、一般廃棄物処理業等の合理化ガイドラインの策定等について、調査、研究、審議等を行っているとともに、三重県市長会、三重県町村会からも県が基本方針を策定するよう要望がなされている。

県としても、市町村指導の観点からこの問題について、統一的な方針及び対応が必要と考え、平成9年9月に環境安全部、農林水産部、土木部で構成する「一般廃棄物処理業等合理化検討会」を設置して、国の施策等を基に基本方針のあり方等を協議してきた。

2. 基本方針

し尿処理等業者の適正な業務転換と、市町村におけるし尿処理等業務の安定的な継続を図り、廃棄物の適正な処理に資するため、環境安全部、農林水産部、土木部で意見を協議調整し、各市町村及び三重県市町村清掃協議会における合理化事業計画検討の基礎とする基本方針を次のとおり定めた。

(1) 生活排水処理基本計画の策定

市町村は長期的、総合的な視点に立って計画的に生活排水対策を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する生活排水処理基本計画を策定することとなっている。

合理化事業計画の策定にあたっては下水道の整備等を見通し、し尿等処理体制の現状分析及び将来予測等を的確にする必要があるため、生活排水処理基本計画を策定していない市町村は、早急に生活排水処理基本計画を策定する必要がある。

(2) 合理化事業計画の策定

① 市町村は、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するため、下水道の終末処理場等によるし尿処理への転換が完了する直前まで、し尿処理等業務の規模を縮小しつつも継続して行わなければならない。

また、し尿処理等業者は、いわば市町村固有事務の代行者であるため、市町村は合特法の趣旨を踏まえて、地域の実情に沿ったし尿処理等業者への支援策及びし尿等の適正な処理等を目的とした合理化事業計画を策定する必要がある。

② 合理化事業計画の策定期間は、市町村における下水道の整備等に係る事業計画などの必要な資料が整い、下水道の整備等について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降のできるだけ早い時期とする。

③ 支援（援助）の方法については、市町村がそれぞれの地域性、歴史性、財政状況等の実情を勘案するとともに、し尿処理等業者にも配慮し、次の事例等の中から確実に実施できるものを選択するよう努めるものとする。

なお、支援（援助）の方法等に関するガイドラインについては、三重県市町村清掃協議会で検討するものとする。

（事例）

ア 事業転換の措置

し尿処理等業者が事業の転換を図る場合において、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、市町村が民間事業者に委託することができる業務を転換先の業務として活用する。

イ 資金上の措置

し尿処理等業者の支援の必要性、内容等の検討を行い、資金上の措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職の斡旋

従業員の雇用対策として、各市町村の実情に併せた職業訓練の実施、就職の斡旋等の措置を講じる。

エ その他の措置

し尿処理等業者の業務の安定化を図れるよう各市町村独自の対策を講じる。

基本方針の周知

以上の基本方針について、県は関係団体に周知の徹底を図り理解が得られるよう努力するものとする。